

論点に対する回答（国土交通省）

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</div> <p>（1）コスト計測結果につき、御説明いただきたい（件数、一件あたりの作業時間（工程別））。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 経営事項審査に係る現状（平成29年度）の行政手続コストは、申請書類の作成（約321,702時間）や確認書類の収集（約301,255時間）の合計で、約622,956時間と試算（申請者へのアンケート調査結果を踏まえ試算。経営事項審査受審業者は合計140,209業者）。</p> <p>（1業者平均）</p> <p>申請書類作成：2時間17分 確認資料収集：2時間08分 合計：4時間26分</p> <p>② 競争参加資格申請手続に係る現状（平成29年度）の行政手続コストは、申請書の作成（約43,826時間）及び添付書類の取得（約86,948時間）の合計で、約130,774時間と試算（発注者及び申請者へのアンケート調査結果等を踏まえ試算。登録者は合計40,407者）。</p> <p>（1業者平均）</p> <p>申請書の作成：1時間05分 添付書類取得：2時間09分 合計：3時間14分</p> <p>※コスト計測対象は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会所属機関のうち、競争参加資格の認定を行っている国土交通省、各府省及び独立行政法人等の計35機関</p>	

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</div> <p>（2）これまでの審議で</p> <p>①競争参加資格審査における「簡易確認型」の普及の2020年までの普及の数値目標</p> <p>②経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項につき検討いただくこととなっていたが、検討の結果につき、御説明いただきたい。</p>

【回 答】

- ① 競争参加資格における「簡易確認型」については、本年11月21日に実施された「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」において、更なる拡大を検討することとしている。

今後の取組については、事業者へのアンケート等を踏まえ、同部会においても引き続き議論を行っていく予定であり、その結果をもとに具体的な数値目標についても、引き続き検討を行って参りたい。

- ② 経営事項審査の申請書類等の簡素化に関しては、事業者や許可行政庁の負担を軽減し、生産性の向上と働き方改革を進める観点から、昨年7月にとりまとめられた「建設産業政策2017+10」において、「許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化」として施策の提言を受けたところ、国土交通省では平成30年度から具体の調査検討を行っている。

具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。

アンケートの結果を踏まえながら、「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針（平成30年2月20日規制改革推進室）」に従い、行政手続コストの20%以上削減を取組目標として設定しており、引き続き経営事項審査手続の合理化に努めて参りたい。

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<div data-bbox="359 360 1114 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</div> <p>（3）また、上記2の事項のほか、○決算報告における過去3か年分の施工金額の記載、添付書類の削減といった点について、「平成30年度予算による調査・検討等を行う予定であり、当該調査・検討等において総合的に検討を進めて参りたい」とのことであったが、上記の点も含め、建設業における申請書類の簡素化、電子化に関するこれまでの調査・検討状況につき御説明いただきたい。</p>

【回 答】

決算報告手続等、建設業許可に関する申請書類等の簡素化については、「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日行政手続部会決定)の基本計画において、行政手続コストの20%以上削減を取組目標として設定している。

具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。引き続き、上記取りまとめに従い、建設業許可手続の合理化に努めて参りたい。

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</p> <p>（４）経済団体からの要望事項（経済団体の意見に対する回答、平成 30 年 10 月 17 日行政手続部会資料 1－1 参照）</p> <p>①公共工事の競争参加資格申請に当たり、地方自治体ごとに基本情報を提出する必要があったり、申請書類が異なったりして事業者にとって負担となっているとの要望が経済団体から寄せられているが、国土交通省として、こういった負担の軽減の観点から、取り組む考えはあるか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>①公共工事の競争参加資格については、国や地方公共団体等の各発注機関ごとに定められており、国・県・市町村それぞれの発注金額の規模等も大きく異なることから、自治体ごとの資格を統一することは困難と考えられる。一方で、建設業者に求める申請書類や手続きに関しては、国土交通省では、IoT 技術等の活用や関係基準類等の改訂による書類の簡素化に取り組んでおり、一部の都道府県においても、管内市町村と連携し競争参加資格の申請を共同で受け付ける電子システムを構築するなど、申請企業の利便性の向上に寄与する取組が行われている。今後も上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている。</p>	

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p data-bbox="357 360 1114 405">2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</p> <p data-bbox="373 427 1441 510">（４）経済団体からの要望事項（経済団体の意見に対する回答、平成 30 年 10 月 17 日行政手続部会資料 1－1 参照）</p> <p data-bbox="437 521 1441 696">②競争入札参加資格に関し、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入してほしいとの要望が寄せられているが、事業者の負担軽減の観点から、検討の余地はないか。例えば、更新時にはより簡易な手続で参加資格を付与するといった方法を検討する余地はないか。</p>
<p data-bbox="169 719 357 763">【回 答】</p> <p data-bbox="153 775 1441 969">② 現在、2年ごととしている公共工事の競争参加資格登録期間を長期化することについては、企業の経営状況等の変化や工事受注状況等の等級区分への反映が遅れることとなることから、業界等の実情を踏まえ慎重に検討して参りたい。</p> <p data-bbox="201 981 1441 1176">また、「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針（平成 30 年 2 月 20 日規制改革推進室）」に従い、行政手続コストの 20%以上削減を取組目標として設定しており、引き続き競争参加資格手続の合理化に努めて参りたい。</p> <p data-bbox="169 1187 261 1232">【参考】</p> <p data-bbox="177 1243 826 1288">平成 30 年 10 月 17 日行政手続部会資料 1－1 中、</p> <p data-bbox="177 1290 1441 1429">『10. 行政への入札・契約に関する手続 No. 5（団体名：全国商工会連合会）』のご意見提出書類の作成負担が大きいため、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新出来るようにして欲しい。</p>	

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p data-bbox="357 365 1114 405">2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</p> <p data-bbox="373 427 1441 510">（４）経済団体からの要望事項（経済団体の意見に対する回答、平成 30 年 10 月 17 日行政手続部会資料 1－1 参照）</p> <p data-bbox="437 521 1441 846">③工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の 7 割を超えるところまで必要事業者を記載するが、小規模事業者は少額の工事を積み重ねているのが実情であり、7 割超記載するのは煩雑作業であり、条件緩和してほしいとの要望が寄せられており、「電子申請化に先行して、2020 年 3 月までに取り組める事項について検討する」余地もあるとの回答であった。具体的な見直し状況について御説明いただきたい。</p>
<p data-bbox="169 864 357 904">【回 答】</p> <p data-bbox="153 916 1441 1115">③ 決算報告手続等、建設業許可に関する申請書類等の簡素化については、「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日行政手続部会決定）の基本計画において、行政手続コストの 20%以上削減を取組目標として設定している。</p> <p data-bbox="209 1126 1441 1272">具体的には許可行政庁との担当者会議を行い、簡素化すべき内容の洗い出しを行った上で、建設業者及び許可行政庁担当者宛のアンケートについて検討を行っているところである。</p> <p data-bbox="209 1283 1441 1384">引き続き、上記取りまとめに従い、建設業許可手続の合理化に努めて参りたい。</p>	

議 題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>2. 入札・契約（建設工事・測量等）（国土交通省）</p> <p>（４）経済団体からの要望事項（経済団体の意見に対する回答、平成 30 年 10 月 17 日行政手続部会資料 1－1 参照）</p> <p>④建設業の変更の届出では、役員や社員の必要情報に関する多数の添付書類を行政機関に届け出ており、提出の省略を可能にしてほしいとの要望がある。例えば役員変更に関し、○（成年被後見人等に）登記されていないことの証明書、○（破産者で復権を得ないものを証する、行政庁が発行する）身分証明書の添付などが求められているが、そもそも、こういった添付書類はどのような趣旨で求めているのか。必要に応じ事後的に確認するなど、見直す余地はないか。</p>

【回 答】

- ④ 建設業法第 8 条第 1 項において成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当するときは許可をしてはならない。とされているところ。

「成年被後見人」の行為能力は制限されているため、建設業者としての的確な営業取引を行う事を期待する事が出来ない。

「被保佐人」は重要な財産上の行為は保佐人の同意が必要となることなど独立して建設業の営業が行う事が出来ず、迅速かつ的確な営業取引を期待する事が出来ない。

「破産者で復権を得ない者」は財産の管理及び処分をする権利を失っているため、建設業者としての的確な営業取引を行う事を期待する事が出来ない。

上記のような、建設業の許可要件を満たさない業者が建設工事の施工に携わることは、発注者の保護がなされず、また公衆災害等が発生する恐れがあるため、実現は難しいと考えている。